

## 議案第47号

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
附 則 1～14 [略] <u>（令和5年度における取扱量等の報告の特例）</u> 15 <u>令和5年度における第74条第2項の規定により報告すべき特定化学物質の取扱量その他の事項に係る第71条第1号の規定の適用については、同号中「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）第2条第2項に規定する第一種指定化学物質及び同条第3項に規定する第二種指定化学物質」とあるのは、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第288号）による改正前の特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号）別表第1に掲げる第一種指定化学物質及び同令別表第2に掲げる第二種指定化学物質」とする。</u>	附 則 1～14 [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。